

—— 杉並区空家等利活用相談窓口 ——

空き家個別相談会を開催します

区では、民間事業者との協働により、空き家の利活用等について相談できる「杉並区空家等利活用相談窓口」を開設しています。
今回は、杉並区役所1階ロビーにて個別相談会を行います。相談は無料ですので、ぜひこの機会にご相談ください。

開催日 2025年7月1日(火)・2日(水)

予約時間

① 10時 ② 11時 ③ 13時
④ 14時 ⑤ 15時

※各回ご相談の時間は1時間程度を予定しています

開催場所

杉並区役所1階ロビー

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1



ご相談できる方

- 区内にある空家等を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内に空家等となるおそれがある建築物を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内在住の方で空家等(区内・区外)を所有している方(親族・代理人を含む)
- ※個別相談会の利用はお一人様一回までとなります。

7月1日(火)・2日(水)

税理士にご相談いただけます

今、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていたら、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。



税理士法人 WEST BRAIN
代表社員

西 英昭

7月1日(火)

司法書士事務所にご相談いただけます

「空き家を相続した際、まず何から始めれば良いかわからない」、「相続や登記についてどこに相談したら良いかわからない」といった相談に相続手続きの専門家が答えします。2024年4月から相続登記申請の義務化も始まりましたので、ぜひお気軽にご相談ください。



勝 司法書士法人

興山 幸治

同時開催

＼解りやすくまとめました／
**「空き家」に関する
パネル展示を行います**

展示内容

- 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について
- 空き家の除却助成制度
- 空き家の利活用について

空き家に関する様々な
役立つ情報を展示予定!



**2025年6月16日(月)
申し込み開始**

※原則として、事前予約をいただいた方が優先となりますが、事前にお申し込みいただけない場合でも、空枠があればご利用いただけます。お気軽にお越しください。

WEBからの
お申し込みは
こちらから



申し込み先

電話でご予約の際は「**区役所個別相談会**」とお伝えください

03-5397-7717

〈営業時間〉
午前9時～午後6時
(毎週水曜・日曜定休)



suginami-akiya@hosoda.co.jp

※杉並区と協定を結んでいる株式会社細田工務店の連絡先です ※区住宅課空家対策係でも予約を受け付けています



杉並区
SUGINAMI CITY

杉並区 都市整備部 住宅課 空家対策係
03-3312-2111 (代)



細田工務店

東京都杉並区
阿佐谷南3-35-21